

食品添加物部特任研究員の公募について  
(健常者・障害者の方にご応募いただけます。)

1. 職名

特任研究員

2. 業務内容

当所食品添加物部食品添加物指定等相談センターは、我が国の食品衛生法で使用が認められていない新規の食品添加物の指定や、既に指定されている食品添加物の使用基準や成分規格の改正等の要請に際して要請者が消費者庁へ提出する指定等要請資料の作成方法等について事前相談を行っている。今回募集する特任研究員は、以下の業務を担当する予定である。

A : 食品添加物指定等相談センターの業務管理・統括を担当するセンター長

【募集人数 1名】

B : 指定等要請資料の作成に関する事前相談を担当する相談員

【募集人数 1名】

3. 応募資格【A, B 共通】

- (1) 薬学系、理学系、農学系の大学を卒業していること。
- (2) 薬学、化学関連領域におけるレギュラトリーサイエンスに精通し、民間企業、行政機関等で食品添加物指定、薬事承認申請、または食品添加物、医薬品、化学物質等の安全性・品質確保に関する業務に携わった経験を概ね 10 年以上有すること。
- (3) 食品添加物の指定等要請に係る事前相談等業務研究業務を推進し、かつ統括する能力を有すること。
- (4) 国立試験研究機関における研究業務の意義と役割を理解し、それらに積極的に取り組む意欲を有すること。

4. 勤務時間等【A, B 共通】

月～金曜日のうち週 3～4 日（時間・曜日応相談）

5. 給与

A : 日給 19,000 円、交通費の支給あり

B : 日給 18,000 円、交通費の支給あり

6. 社会保険等

年齢及び勤務日数によって健康保険※<sup>1</sup>、厚生年金※<sup>2</sup>、雇用保険※<sup>3</sup>に加入

※1 原則として、国家公務員共済組合に加入します（短期組合員）。

※2 原則として、厚生年金保険に加入します。フルタイムの方は、再採用された場合で一定の条件を満たしたときには、国家公務員共済組合に加入します（長期組合員）。

※3 フルタイムの方で国家公務員退職手当法が適用された場合、雇用保険は適用除外となります。

## 7. 提出書類

- (1) 履歴書（所定の履歴書もしくはそれに準ずる様式のものに、高等学校卒業以降を記入し、6ヶ月以内に撮影した写真を貼付して下さい）  
※所定の履歴書は弊所ホームページからダウンロード下さい。  
【<http://www.nihs.go.jp/oshirasejoho/kobo.html>】
- (2) 志望動機を含む現在までの食品添加物、医薬品等に関わる研究概要あるいは業務経歴（A4用紙1頁）
- (3) 障害者手帳の写し（障害をお持ちの方のみ：職場内での配慮を考慮するため可能であればご提出ください）
- (4) 職場内での配慮を希望する場合はその旨記載された文書（障害をお持ちの方のみ：具体的に申し出ることが困難な場合は、支障となる事情のみ文書にてお知らせください。）

※応募書類につきましては返却いたしませんので、予めご了承ください。  
(当方で責任を持って廃棄いたします。)

## 8. 応募締切日

令和8年2月2日必着・締切日厳守

## 9. 選考採用試験

- (1) 書類選考 令和8年2月上旬
- (2) 面接試験 令和8年2月中旬

## 10. 任用予定年月日

令和8年4月1日～令和9年3月31日（但し、その後は勤務成績に応じ、最長2年間再採用可能）

## 11. 勤務地

東京都世田谷区桜新町

## 12. 書類提出先

〒210-9501 神奈川県川崎市川崎区殿町3丁目25番26号

国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部 杉本 宛

応募書類の封筒には「食品添加物部特任研究員（非常勤職員）応募書類在中」と朱書きの上、簡易書留等、発送と受領が確認できる方法にて郵送または持参して下さい。（簡易書留等によらない場合の郵便事故については責任を負いません。）

## 13. 本件問い合わせ先

国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部（杉本直樹）

電話：代表044-270-6600 内線2000

E-mail：[nsugimot@nihs.go.jp](mailto:nsugimot@nihs.go.jp)